

簡易評価型プロポーザル提案書評価要領
(観事委第1号 道の駅「花火館(仮称)」事業実施計画策定業務委託)

1 目的

この要領は、簡易評価型プロポーザル方式により委託事業者を決定する場合における提案書の評価方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業者の選考

- (1) 提案書の評価及び事業者の選考は、選考委員会を設置して行う。
- (2) 選考委員会の委員は別に定め、観光・交流部観光事業課が庶務を行う。
- (3) 選考委員会は、提案書の提出者かつプレゼンテーション参加者の中から、最も優秀で本市の要求にあった事業者1者を選考する。

3 選考方法

- (1) 提案書の記述が要件を満たしていない者は失格とする。
- (2) 提案書のプレゼンテーションは、各事業者3人以内とし、準備・片付け各5分間、15分間の持ち時間で提案書に基づいたプレゼンテーションを行い、質疑応答を10分間行う。
- (3) 提案書の記述項目、プレゼンテーションの内容に関して、選考評価基準を基に各委員が採点する。
- (4) 各委員の評価点数を事業者ごとに集計し、点数の最も高い事業者を最優秀者として決定する。
- (5) 評価点が同点となった場合は、各委員による無記名の選考投票で過半数を超えた事業者を最優秀者として決定する。1回目の投票で過半数を超える事業者がない場合は、最多投票数の事業者と次点の事業者で決選投票を行い、決定する。

4 選考評価基準

評価項目	配点
<p>1 専門技術力、的確性等について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 専門的知識を有している。十分な実績がある。 ・ 特性把握や課題認識が的確である。 ・ 実現性の高い提案である。 ・ 業務履行に十分な体制になっている。 ・ 見積金額が妥当である。 	40点
<p>2 提案書、プレゼンテーション内容について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 提案書のまとめ方が見やすく、説得力がある。 ・ 本市の考え方、条件、要望に沿った提案内容である。 ・ 採用したいと思わせる独創的・画期的な提案である。 ・ 合理的な作業手順やスケジュールである。 ・ 本業務を進めるにあたっての独自の強みや売りがあり、これらの取組みが期待される提案内容になっている。 	40点
<p>3 伝達・コミュニケーション能力について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 丁寧で聞き取りやすい話し方、要領を得た説明である。 ・ 質問に対する応答が明快で的確である。 	20点
総合評価（得点の合計）	100点